

若手アカデミー越境する若手科学者分科会の設置について

分科会等名：越境する若手科学者分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	若手アカデミー
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本学術会議の職務の一つは、科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させることである(日本学術会議法第三条二)。幅広い専門分野を持つ若手科学者間の研究の連絡を図ることで、既存の発想にとらわれない科学分野間の融合により革新的な研究の展開が起こりうる新規領域や、そうした研究を成功に導くための方法論、新しいテクノロジー・メディア・アートとの連携などによる学術的成果の新規表現法等について、実践を含めた調査・議論を行うことを目的として、本分科会を設置する。
4	審議事項	1. 科学分野間の融合に関する調査・議論 2. 新たな学術的成果の表現方法に関する調査・議論
5	設置期間	令和2年12月24日～令和5年9月30日
6	備考	※24期若手アカデミーでの議論に基づき、関係する若手科学者の多様性やネットワークを活用し、さらなる学術研究の発展のために新規設置された分科会である。24期若手アカデミーの「若手による学術の未来検討分科会」の一部の審議内容と「若手科学者ネットワーク分科会」の審議内容を発展的に統合させたものに相当する。